

インストラクターのみなさまへ

- ①インストラクター賠償責任保険
- ②インストラクター傷害保険

スキューバダイビングやスノーケリングのダイビング講習中やダイビングツアー中の参加者に対する損害賠償責任の補償とインストラクター本人のケガの補償を目的とした制度です。

この機会にぜひご検討のうえご加入くださいますようお願い申し上げます。



【ご注意】

本保険のお申込み・保険料のお支払い先は以下になります。

「所属の指導団体」



CMAS JAPAN 連盟

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

(2024年2月承認) A23-104118

①インストラクター賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

インストラクターの資格を取得されている方は、万が一のときに備えて賠償責任保険の加入をご検討ください。

1 本保険の特長

CMAS インストラクターが、スキューバダイビング・スノーケリング講習またはダイビングツアーの監督、指導に直接従事中に生じた事故により被保険者が講習参加者、ツアー参加者および第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2 加入資格

CMAS JAPAN 連盟加盟団体に登録しているインストラクター

3 被保険者(補償の対象となる方)

- (1) CMAS JAPAN 連盟加盟ダイビング指導団体にインストラクター等の資格者(以下「資格者」といいます)として登録している者であって保険加入を行った者
- (2) 資格者が所属するショップおよびショップ経営者
- (3) 資格者に業務を委託した者
- (4) CMAS JAPAN 連盟加盟ダイビング指導団体(JEFF、ADS 国際ダイビングスクール協会、JCS(日本海中技術振興会)、KD JAPAN、MTES-JAPAN、STARS、JP、DACS、UHA、JNASA)
- (5) CMAS JAPAN 連盟

4 保険期間(ご契約期間)

2024年3月31日午後4時から2025年3月31日午後4時まで1年間

5 加入プラン

補償金額(身体障害・財物損壊共通)

プラン	区分	支払限度額 (1名・1事故)	免責金額 (1事故)
AL	インストラクター	10億円	なし
BL	ダイブマスター (3Star、4Star)	5億円	なし
CL	スノーケリング インストラクター	2億円	なし

※事故の発生地は国内・海外問いません。ただし日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償されます。

6 年間保険料

プラン	区分	年間保険料
AL	インストラクター	45,000円
BL	ダイブマスター(3Star、4Star)	32,000円
CL	スノーケリングインストラクター	26,000円

※3star、4starの方がインストラクター向けプランにご加入することも可能です。
一方でインストラクターの方は3Star、4Star向けのプランにはご加入いただけません。

7

お支払いする主な保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る下記損害を補償します。

損害賠償金	緊急措置費用
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
損害防止費用	協力費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
権利保全行使費用	争訟費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

8

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- (2) 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (5) 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任
- (6) 船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

9

申し込み方法

申し込み方法は P5 をご参照ください。

（中途加入される場合）

補償開始日が本パンフレット記載日と異なります。事前に所属指導団体または取扱代理店にご照会ください。

②インストラクター傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット 団体総合生活補償保険)

1 本保険の特長

CMAS インストラクターが、国内・国外を問わずケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。

2 加入資格

CMAS JAPAN 連盟加盟団体に登録しているインストラクター

3 被保険者(補償の対象となる方)

加入者 (インストラクター)

4 保険期間(ご契約期間)

2024年3月31日午後4時から2025年3月31日午後4時まで1年間

5 加入プラン

・補償金額(ご契約保険金額)ならびに保険料

傷害入院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 180日・免責期間 0日

傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 90日・免責期間 0日 / 傷害入院時一時金 免責期間 0日

補償内容	プラン		
	AI	BI	CI
傷害死亡・後遺障害保険金額	2,000万円	1,000万円	500万円
傷害入院保険金日額	7,000円	5,000円	3,000円
傷害手術保険金額	入院中	70,000円	50,000円
	上記以外	35,000円	25,000円
傷害通院保険金日額	5,000円	3,000円	2,000円
傷害入院時一時金額	10万円	5万円	3万円
救援者費用等保険金額	500万円	500万円	500万円
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	50万円	30万円	10万円
弁護士費用等保険金額	300万円	300万円	300万円
法律相談費用保険金額	10万円	10万円	10万円
一時払保険料	61,940円	36,330円	22,160円

この保険は CMAS JAPAN 連盟を保険契約者とし、その会員であるインストラクターを加入者および被保険者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(CMAS JAPAN 連盟)に交付されます。

6 お支払いする保険金 概要

補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に180日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます。)した場合に90日を限度に保険金をお支払いします。
傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、入院した場合に一時金にて保険金をお支払いします。
救援者費用等保険金	救援対象者(被保険者ご本人)が日本国内外において搭乗する航空機、船舶が行方不明または遭難した場合や、事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関に確認された場合等に被保険者(被保険者ご本人、ご本人の配偶者・親族およびCMAS JAPAN 連盟)が負担した捜索救援費用等を補償します。

携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品やダイビング器材に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。（免責金額 3,000 円）※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（MS&AD 型）〉」をご確認ください。
弁護士費用等保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって被った損害を保険金額を限度に補償します。 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取
法律相談費用保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって被った損害を保険金額を限度に補償します。 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取

7

保険金をお支払いできない主な場合（傷害補償部分）

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 (注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（MS&AD 型）〉」をご確認ください。

8

サービスのご案内

インストラクター傷害保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または【団体総合生活補償保険サービスガイド】でご確認ください。

9

申込み方法

申込み方法は P5 をご参照ください。

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況、保険金請求歴等）等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（中途加入される場合）

補償開始日が本パンフレット記載日と異なります。事前に所属指導団体または取扱代理店にご照会ください。

お申込み方法 等

1 お申込方法について

所属の指導団体事務局宛に加入申込票を提出のうえ、保険料の払込をおこなってください。

【加入申込票のご提出先・保険料払込先】

所属の指導団体事務局

(JEFF、ADS 国際化学工学スクール協会、JCS(日本海中技術振興会)、KD JAPAN、MTES-JAPAN、STARS、JP、DACS、UHA、JNASA)

2 お申込締切日(申込票提出・保険料払込)

2024年3月20日(水)

(期日厳守でお願いします)

3 取扱代理店

株式会社ジョットインターナショナル
〒410-1107 静岡県裾野市御宿 1500 矢崎厚生センター内
電話 055-965-3131 (平日 9:00 - 17:00)

4 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
トヨタ営業部 矢崎室
〒410-0801 静岡県沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 6階
電話 050-3460-1287

5 その他

- ・本保険の保険契約者はCMAS JAPAN 連盟となります。
- ・4月中旬以降に加入者のみなさまには加入者証を送付いたします。
- ・事故が起こった場合には上記取扱代理店までご連絡ください。
- ・インストラクター賠償責任保険には、被保険者に代って事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ・変更・解約等のお申し出は上記取扱代理店までご連絡ください。

6 重複補償の注意喚起

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- ・施設所有(管理)者賠償責任保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、個人等といいません)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。
ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ・団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約)は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

* 上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

基本契約（賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合 （お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額）	保険金をお支払いできない主な場合（共通）							
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 (2) 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(注1) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 (注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族</p> <p>上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険金の額</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①損害賠償金</td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基本契約の 免責金額 (自己負担額)</td> </tr> </table> </div>	保険金の額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)	<p>■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りません。 ・航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）に起因して生
保険金の額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)		

<p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>	<p>じた損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少しもしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任 ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんを作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

オプション補償（任意にセットできる主な特約と補償内容）

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">来訪者財物損害補償特約</p>	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物（以下「来訪者財物」といいます）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる損害の範囲 <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いする保険金の額 <p>1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。免責金額（自己負担額）は3,000円です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">使用不能損害拡張補償特約</p>	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能（注）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。</p> <p>（注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる損害の範囲 <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いする保険金の額 <p>1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。</p> <p>ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 <p style="text-align: right;">など</p>